一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金

・運賃及び料金を適用する営業区域 長野県及び岐阜県(平成17年2月13日に編入された旧木曽郡山口村の区域) 富山県中新川郡立山町 関電トンネル、黒部トンネル(関電専用道路)

·実施日 令和7年11月1日、

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金 (変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲)

(単位:円)

			(十 立 ・ 1)
			下 限
	キロ制運賃(1km当り)	大型車	160
運		中型車	140
		小型車	120
		コミューター車	110
賃	時間制運賃(1時間当り)	大型車	7,030
		中型車	5,930
		小型車	5,190
		コミューター車	4,630
料 金	交替運転者配置料金	1km当り	20
		1時間当り	2,470
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運 転者配置料金(1時間当 り)の2割
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案 した割増率

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1 車種区分

大型車、中型車、小型車、コミューター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・・大型車、小型車、コミューター車以外のもの

小型車・・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コミューター車・・・・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

第2運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

- ① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間(以下「点呼点検時間」という。)として、 1時間ずつ合計2時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間 を含む。以下同じ。)を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。 ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。
- ② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。
- ③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間(乗船してから下船するまでの時間)は8時間を上限として計算することとする。
- (2) キロ制運賃

走行距離(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。)に 1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

- (3) 運賃計算の基本
 - ① 運賃は、車種別に計算した金額の下限額以上とする。
 - ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。
- 3. 運賃の割引
- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (2) 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く。)に通学又は通園する者 団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (3) 2以上の割引条件に該当する場合は最も大きい割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第3 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者 配置料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む。)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入金額等を勘案した割増率を適用する ことができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。
- (3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置に ついて運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で 計算した額を適用する。

なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても同乗したものとして料金を適用するものとする。

第4 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
- 第5 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法
 - (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく 税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当 する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。
 - (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより 運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。